

博士学位申請論文に関する手続き等について【課程内】

1. 資格要件

博士学位申請論文申請者（以下、申請者という）は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 本研究科博士後期課程に在学する者で学位取得時に3年以上在学し、所要の研究指導を受けた者、または同課程を所要の研究指導を受けたのち退学した者で、申請受理時に退学した日から起算して3年以内の者。
- (2) 院生・教員合同セミナー（以下セミナーという）における報告が、別表の基準を満たしている者。
- (3) 中間報告会において博士学位申請論文（以下、博士論文という）の内容について報告し、その内容が研究科運営委員会において承認されることにより課程博士候補生となった者。その際博士論文に関連する論文（以下、関連論文という）の本数が別表の基準を満たしている者。なお、関連論文とは、申請者を主要な著者とする論文のことをいい、内1本は、次の①および②の条件を満たすものであること。
 - ① レフェリー付論文であることを確認できる審査規定が明記され、その審査を経て掲載を許可された論文であること。
 - ② 大学・研究機関・学会等が発行する学術雑誌、学術論文集、紀要等に掲載された論文であること。※ 本学術院先端社会科学研究所の発行する学術論文集のうち、『ソシオサイエンス』に「論文」として掲載されるものは上記①および②を満たす。ただし、教員との共著であるなどの理由で査読を免除されたものは①の条件を満たさない。
※ ただし、大学間協定・箇所間協定により、申請者が日本国外におり、渡日／帰国が困難な場合には、セミナーおよび中間報告会実施方法について報告書等の例外的な措置をもって代えることを、研究科運営委員会の承認を受けて認める場合がある。
- (4) 「研究倫理概論」の受講を終えていること。ただし、研究倫理概論に類する外部機関のプログラム等（CITI 等）を修了している場合は、それをもって研究倫理概論を受講しているものとみなす。

2. 提出書類

「1. 資格要件」を満たす者は、社会科学研究科へ以下を提出する。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 学位申請書・誓約書（大学所定用紙） | 1通 |
| (2) 博士論文（簡易製本版） | 5部 |
| (3) 論文概要書 | 5部 |
| (4) 関連論文（別表に示す本数） | 各3部 |
| (5) 研究業績書 | 1通 |
| (6) 履歴書（大学所定用紙） | 1通 |
| (7) 研究倫理に関する宣誓書 | 1通 |
| (8) 「研究倫理概論」の修得を証する書類（成績証明書） | 1通 |

※ (2)(3)は、電子媒体も提出すること。

※ (2)は、最終判定を受ける場合には、改めて正製本1部と電子媒体を提出すること。

※ (4)を提出する際には、掲載誌の投稿規定、目次、奥付等の参考資料を添付すること。

※ 研究倫理概論に類する外部機関のプログラム等（CITI 等）を修了している場合は、その修了証明書をもって(8)とする。

3. 申請

(1) （審査の申請）

博士論文の審査を希望する者は、研究指導教員に対して博士論文の審査の申請を申し出る。指導教員が不在の場合、研究科運営委員会が申し出を受け、研究科運営委員会は関連科目担当教員から代行者を決定する。

(2) （予備的判断）

申請を受け付ける場合、研究指導教員もしくは代行者は、提出された書類の内容から博士学位申請の要件を満たしているか否かを予備的に判断し、その結果を研究科長に報告する。

(3) (予備審査)

研究科長は予備的判断を受け、当該の研究指導教員ならびに副指導教員、もしくは代行者と博士学位の授与の申請を受理するか否かを審査する。当審査には、研究科教務主任および教務副担当を加えることが出来る。また、必要に応じて関連科目担当教員の意見を聴くことが出来る。

4. 博士論文の提出時期

(1) 在学中に学位の授与を申請する場合、博士論文等の提出締切を以下のとおりとする。

<4月入学者>

- ① 3年次3月学位取得予定者：3年次の7月末日
- ② 4年次9月学位取得予定者：3年次の1月末日
- ③ 4年次10月以降学位取得予定者：締切は定めないが、①、②以上の審査期間を見込むこと。

<9月入学者>

- ④ 3年次9月学位取得予定者：3年次の1月末日
- ⑤ 4年次3月学位取得予定者：3年次の7月末日
- ⑥ 4年次4月以降学位取得予定者：締切は定めないが、④、⑤以上の審査期間を見込むこと。

(2) 退学後に学位の授与を申請する場合も、原則として、上記(1)③、⑥に準じる。ただし、4月入学者については退学した日から起算して3年目の1月20日、9月入学者については退学した日から起算して3年目の5月20日（閉室日の場合はその直前の閉室日）を締切とする。この日を過ぎると博士学位申請は課程外博士学位申請として扱われる。

(3) 退学日が3月31日付あるいは9月20日付以外の者については(1)、(2)について同等の審査期間を見込みむこと。

5. 審査委員会

(1) (博士学位申請論文審査委員会の設置)

研究科運営委員会は、提出された博士論文を受理するか否かを判断し、受理する場合には博士学位申請論文審査委員会を設置する。審査委員は3名以上とし、副指導教員である者、社会科学総合学術院外の教員・研究者である者を含むこととする。なお、退職した社会科学総合学術院の専任教員であった者は、研究科外の教員・研究者には含まない。

(2) (審査期間)

博士論文の審査は、学位規則第13条に準拠し、3か月を目途として6か月以内を目安とする。延長する場合には1年以内に行うものとする。

(3) (主査と副査の役割)

主査は審査期間・審査課程を通じて審査の手続き並びに学術的な視点からの博士論文の審査等全てが円滑に進むように手配をする。また主査は、審査報告書に関して主な責任を負う。副査は審査期間・審査課程を通じて主査に準ずる責任を負う。

(4) (審査過程における研究不正への対応)

審査過程において不正が疑われる事態が生じた場合は、審査委員会から社会科学研究科に報告し、同研究科は予備調査を行う。予備調査の結果、不正の疑いが確認されれば、同研究科内に調査委員会を設置する。調査委員会は不正の事実の有無を調査し、同研究科に報告する。不正の確認がなされた場合、同研究科は処分概要をとりまとめ、研究科運営委員会にて処分を決定する。なお、調査委員会の位置づけは早稲田大学学術研究倫理委員会に準ずる。

6. 公聴会の開催

(1) 試験の方法を公聴会と定め、研究科長が開催し審査委員会が実施する。なお、公聴会の次第は開催日の少なくとも10日前に、社会科学研究科および社会科学部の掲示板に告知しなければならない。

(2) 公聴会において博士論文の修正が必要とされた場合は、軽微な修正に限り認める。また、この修正事項は判定の際に明示する必要があるため、正誤表にまとめ、すみやかに社会科学研究科に提出しなければならない。

7. 判定

(1) (博士論文審査の報告)

博士学位論文審査委員会は、学位規則第17条に準拠して研究科運営委員会に対して審査結果を報告しなければならない。

(2) (博士論文審査の判定)

博士論文審査の判定は、学位規則第18条に準拠して研究科運営委員会において行う。

(3) (博士論文審査において不可とされた場合等)

判定が不可とされた場合、申請者から申請の取り下げがあった場合（公聴会実施前に限る）、また、予備審査において受理されなかった場合で、申請者が再度学位申請を行う場合、いずれの場合も、それを新たな博士論文とみなす。したがって、当該論文は、本内規1. 資格要件の(3)を満たす必要がある。その際、当該論文の中間報告会の実施は、これらの判定ならびに取り下げの行われた翌学期以降とする。

8. 博士論文の公表

(インターネットでの公表)

「博士論文」、「概要書」および「審査要旨」は、学位規則第20条および第21条に準拠してこれを大学によるインターネットの利用により公表しなければならない。

別 表

区 分	関連論文	セミナーにおける報告
3年次の7月末日までに博士学位の授与を申請する者	中間報告会までに1本	2年次に終了していること
3年次の1月末日までに博士学位の授与を申請する者	中間報告会までに2本	3年次の春学期までに終了していること
3年次2月以降に博士学位の授与を申請する者	中間報告会までに3本	学位申請する学期の前の学期までに終了していること

※延長生および研究生の修了日は学位取得日とする。

以 上

【博士後期課程修了要件に係る在学期間短縮について】

大学院学則第14条第1項ただし書の規定により本研究科において博士後期課程の在学期間を短縮して修了させる場合の取扱いについて、以下のとおり定めています。詳細については、社会科学総合学院事務所までお問い合わせください。

1. この内規は、早稲田大学大学院学則（以下「学則」という。）第14条第1項ただし書の規定により、大学院社会科学部研究科（以下「研究科」という。）において博士後期課程の在学期間を短縮して修了させる場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。
2. 研究科博士後期課程に1年以上在籍し、その在学期間中に、学問的価値が特に高いと認められる査読付き論文を2本以上発表した者（以下「短縮該当者」という。）は、指導教員の推薦により博士学位申請論文を提出することができる。
3. 指導教員から前項に定める推薦があったときは、研究科長は、指導教員を除く研究科運営委員のうちから無記名連記投票により選出された3名の委員で構成される委員会（以下「委員会」という。）に対し、短縮該当者が、学則第14条第1項ただし書に定める「優れた研究業績を上げた者」に適合するか否かについての審査を付託する。
4. 委員会は、必要に応じて専門委員若干名に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
5. 委員会が、審査結果を研究科運営委員会に報告した後の手続きは、「博士学位論文に関する規程」に準じる。